

令和3年度経営所得安定対策等に 加入する農業者の皆様へ 九州農政局

令和3年産経営所得安定対策等交付金に交付申請いただく皆様へ、留意点をお知らせします。

(1) 経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書が 到着したら確認してください

令和3年産経営所得安定対策等交付金交付申請書(様式第1号)の提出をしていただいた方には、7月以降、随時登録通知書を発送します。

登録内容をご確認いただき、変更や修正がある場合は、登録通知書到着後1週間以内に、最寄りの地域農業再生協議会または九州農政局の各県拠点へご連絡ください。

登録内容に変更がない場合は連絡の必要はありませんが、1年間の保管をお願いします。

(2) 令和3年度から各交付金の交付決定通知書が口座への 振り込み後に届く場合があります

令和3年度から、各種通知書の発送が農林水産省本省からの一括発送に変更(これまで九州農政局から発送していました)されることから、**各交付金の交付決定通知書が交付金の振込後に届くことがあります**ので、予めご了承ください。

(3) 令和3年1月から申請書の押印が不要になりました

令和3年1月から、手続上の押印を不要とする改正が行われ、各申請書への押印は不要となりました。また、国から皆さまへ送付する各通知書への公印も廃止となりました。

問い合わせ先	住所	電話番号
福岡県拠点 地方参事官室	福岡市博多区住吉3丁目17-21	092(261)2174
佐賀県拠点 地方参事官室	佐賀市栄町3-51	0952(23)3136
長崎県拠点 地方参事官室	長崎市岩川町16-16 長崎地方合同庁舎	095(845)7123
熊本県拠点 地方参事官室	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎	096(211)9336
大分県拠点 地方参事官室	大分市中島西1丁目2-28	097(532)6134
宮崎県拠点 地方参事官室	宮崎市老松2丁目3-17	0985(22)3184
鹿児島県拠点 地方参事官室	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(222)7591

※ 各地域農業再生協議会への問い合わせは、市町村の農林水産担当部署またはJA窓口へお願いします。

(4) 適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(5) 農業者年金との重複申請防止について

－ すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ －

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(6) 農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください。

- ① 相 続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合 併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続きに関することは、お近くの地域農業再生協議会又は九州農政局の各県拠点にお問い合わせください。